

2023 年 10 月吉日

組合員企業様 各位

ETC クレジットカードにおけるインボイス制度について

日本企業振興協同組合
代表理事 妹尾晴充

拝啓 仲秋の候、貴社益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 10 月 1 日より適格請求書保存方式（インボイス制度）がスタートいたしました。当初 ETC クレジットカードについては、【ETC 利用照会サービスの利用証明書をもって適格請求書とみなす】との国税庁及び NEXCO の方針がありました。

しかしながら、令和 5 年 9 月 15 日の国税庁の発表により、当組合にて各高速道路会社の利用証明書を取得し、道路会社の名称及び登録番号を共有する事により、組合員様の利用証明書の保存は不要となりましたのでお知らせさせていただきます。

組合員様におかれましては、組合から発行される請求書の保存のみの対応で問題はなく、既に ETC 利用照会サービスへのご登録いただいた組合員様におかれましては、大変お手数をお掛けしました事をお詫び申し上げます。

なお、当組合のインボイス対応といたしましては、2023 年 10 月ご利用分（2023 年 11 月発行）より、請求書レイアウトについて一部変更（登録番号の表記/利用料税区分の表記変更）をさせていただく予定となっておりますのでご了承ください。

以上、何卒ご理解を賜りますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。

敬具

【本件に関するお問い合わせ窓口】

日本企業振興協同組合 事務局

担当：三好、寺見

TEL：086-212-1160